

IPC Athletics NTO (National Technical Official) 規定

認定機関	国際パラリンピック委員会陸上競技部門 (IPC Athletics)
講習実施機関	日本身体障害者陸上競技連盟
設置目的	IPC 公認大会を含む国内の主要大会で、高い水準の競技会運営を行うため、競技規則ならびに競技会運営における競技役員の任務について習熟する人材を育成する
業務内容	国内大会において、IPC Athletics ITO 及び IAAF ITO に準じた任務を行う 本連盟主催、共催および後援する競技会において、連盟派遣技術委員として IPC Athletics 競技規則及び IPC Athletics 技術代表の決定事項に関わる内容について審判長に必要な支援を行う NTO 養成研修会における講師 その他、本連盟事業への協力
認定	3 日間の講習（講義 8 時間 実技 6 時間）を受講し、認定試験において一定水準を満たした者を日本身体障害者陸上競技連盟は NTO 候補者として国際パラリンピック委員会陸上競技部門に推薦する。 国際パラリンピック委員会陸上競技部門による審査を経て、資格認定書 (CERTIFICATE) が発行される。 なお講習及び認定試験は日本語で実施される。
更新	4 年に一度、更新のために認定講習を受講すること。
義務	NTO は常に IAAF 及び IPC Athletics 競技規則の修正情報を把握し、最新版の規則集を携行しなくてはならない。 NTO は、競技会での任務中は、支給された腕章を着用する。 NTO は要請があった場合、主管陸協による審判会議に出席する。 NTO は各日の競技終了後、NTO 主任、主任の任命がないときは、技術代表に競技中、自身がおこなった助言内容、良かった点、改善すべき等のコメントを提出する。 NTO 主任は競技会終了後、1 週間以内に報告書を技術代表に提出する。 NTO として、連盟公認大会に 1 回/年は協力をすること。
登録料	5000 円

事務局所在地 日本身体障害者陸上競技連盟 競技運営委員会事務局
和歌山県立医科大学 げんき開発研究所内

〒640-8033 和歌山市本町2-1 フォルテワジマ5階
電話 073-488-1933
FAX 073-488-1935
E-MAIL mitsui@run2as.com

NTO の任務

IAAF/IPC Athletics 規則第 115 条 (ITO を NTO に置き換え) 抜粋

1. 技術代表は、事前に NTO 主任が任命されていなければ、NTO の中から主任を任命しなければならない。

NTO 主任は、可能な限り実施される各種目にそれぞれ 1 人の NTO を任命しなければならない。NTO はその種目の審判長に必要な支援を行わなければならない。

NTO は担当する種目がおこなわれている間、開始から終了までずっと競技場所にいなくてはならない。NTO は、競技が IAAF/IPC Athletics 競技規則と競技会規定ならびに技術代表の最終的決定に従って行われるよう注意を払わなくてはならない。

問題が起こったときや意見を述べる必要があると感じる事案を見つけた場合は、最初の行動としては、審判長に注意を促し、必要に応じて何をすべきかの助言をする。

もし、助言が受諾されないとき及び競技規則や競技会規定、あるいは技術代表の決定に明らかに違反しているときは NTO が決定を下すことができる。それでも問題が解決しない場合は、IPC 陸上競技部門技術代表に付託する。

フィールド競技終了時には、NTO も記録用紙に署名しなくてはならない。

(身障陸連：注) 主管陸協審判員との協調を重視し、状況によっては、現場審判員や審判長へ直接の助言するのではなく、技術代表への報告を優先し、その後対応を技術代表に付託する。

付 則 この規定は平成 22 年 4 月 1 日より施行する